

訪問看護重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	八代市医師会 訪問看護ステーション		
所在地	熊本県八代市平山新町 4438-3		
提供可能サービス 及び 事業所番号	訪問看護 介護保険 事業所番号	4360290011号	
	医療保険 訪問看護ステーションコード	02・9001・1号	
管理者及び連絡先	氏名	連絡先	
	古村 さとみ	0965-32-9291	
サービス提供地域	旧八代市 千丁町		

2 事業所の職員体制等

令和6年4月1日現在

職種		従事するサービス種類、業務	人員
管理者	看護師	管理業務及び訪問看護従事	1名（常勤1名）
看護職員	看護師	訪問看護従事	6名（常勤2名、非常勤4名）
	理学療法士	理学療法担当	1名（常勤病院兼務）月・水・金の午後
事務職員		事務関係	1名（非常勤）

3 営業日・及び時間

月～金	9:00～17:00
土	9:00～12:00

(注) 日曜・年末年始(12/29～1/3)・祝日は「休日」とさせていただきます。

4 訪問看護の内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が主治医の指示に基づき、療養上の世話又は必要な診療の補助など看護を行うサービスです。

健康管理	病状の観察 指導
日常の看護	清潔のお世話（清拭・洗髪・入浴など） シーツ交換・着替えなど 食事介助 排泄介助 リハビリテーション 認知症の看護 医師の指示による医療処置（褥瘡・処置、カテーテル交換、服薬管理等） ターミナルケア
介護相談	療養生活や介護方法についての指導助言 療養環境の調整と支援
その他	社会資源の活用

在宅療養がより安心して行えるよう看護にあたっては、病状の安定、心身の機能の維持、回復を図るよう支援し、ご家族の相談も受付、主治医の先生を始め介護支援専門員・関係機関との連携を図ります。介護予防に当たってはより自立支援を目指します。また、自宅での看取りをご希望の場合、安らかな終末を過ごすことが出来るよう努めます。

理学療法士等セラピストのリハビリはあくまでも看護師の代わりとして行う事となります。

- ※ 当ステーションは担当者が責任をもって計画書・報告書を作成し、連携をはかります。
- ※ 訪問については、担当者や事業所の都合で変更させていただくことがあります。体調不良で訪問出来なくなった場合は、代替人員にて訪問を致します。場合によってはサービスを変更又は中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上適切に対応致します。
- ※ 気象庁による警報発令時、悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると判断した時は、訪問時間や曜日の変更または中止をお願いすることがあります。

※ サービス提供の際、トラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、看護を行うこととしています。それ以外の業務は認められていません。
- ②看護師等に対する贈り物や飲食物の提供はお断りいたします。
- ③長期の訪問中断後の再開にあたっては、訪問の曜日や担当者を変更させて頂く場合があります。

5 感染症対策

1. 感染症に係る業務継続計画を作成し定期的な研修・訓練を実施しておりますが、指定感染症蔓延時には通常の業務遂行が出来ない可能性があります。その際には感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じた上で必要に応じ訪問を実施し、速やかに業務再開できるよう努めます。
2. 当事業所では、看護師の感染予防の為、利用者様の血液が付着した注射針等で訪問看護師等の指を傷つけた場合、利用者に対し感染症の有無を確認する血液検査を行わせて頂くことがあります。また、結核などが疑われる場合にも検査を行わせていただくことがあります。
尚、検査費用は当事業所で負担いたします。

6 災害対策

地震、台風、大雨等の自然災害その他やむを得ない事情の際には、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。その場合はサービス提供中であっても業務遂行の義務を負う事はありません。

但し、災害に係る業務継続計画を策定し、災害時の情報、災害状況を把握し関係機関や主治医との連携を図り、速やかにサービス再開に努めます。

※ 熊本県訪問看護ステーション連絡協議会においてはこのような事態に備え、協カステーション体制を整えています。

7 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じています。

- ① 虐待防止検討委員会を定期的に開催する。
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- ③ 従業者に対する虐待防止のための研修を定期的に開催する。

また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものと致します。

8 利用者負担金

(1) 利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

- ①保険請求に係る利用者負担金（介護保険・1～3割 医療保険・1～3割）
別紙 料金表参照
- ②運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」
なお、②については、事前に詳細を説明いたします。疑問点等があればお尋ねください。

(2) 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

- A 自動口座引き落とし（郵貯銀行の口座から翌月15日の引き落とし）
- B 現金払い（月末〆 最終訪問日・または翌月の訪問時のお支払い）
- C 振り込み（期日までに利用者の方がお振り込み）

9 サービス利用の中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止・変更をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：0965-32-9291

10 緊急時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い指示に従い応急の手当を行うなど対処いたします。また、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

1.1 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 お客様相談窓口	電話番号	0965-32-9291
	FAX番号	0965-32-9297
	相談員(責任者)	古村 さとみ
	対応時間	9時～17時

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

八代市介護保険相談窓口 長寿支援課	所在地	八代市松江城町 市役所内
	電話番号	0965-32-1175
	対応時間	9時～17時
熊本県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	熊本市東区健軍 介護サービス苦情相談窓口
	電話番号	096-214-1101
	利用時間	9時～17時

1.2 当法人の概要

法人の名称	一般社団法人 八代市医師会
代表者名	会長 西 文明
所在地・電話	熊本県八代市平山新町 4453-2 0965-34-8850
業務の概要	医学医術の発達普及、公衆衛生の向上、社会福祉の増進を目的とし、医療の普及充実に関する事項、看護師等の育成、予防医学の為の健診・検査、地域医療のための病院・訪問看護ステーションの運営等
事業所数	6 医師会 看護学校 (准看護師課程 看護学校専門課程) 健診検査センター 医師会立病院 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所

1.3 個人情報保護の取扱いについて

1. 個人情報に対する本ステーションの基本的姿勢
個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者のみなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。
2. 本ステーションが保有する個人情報の利用目的
個人情報は、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のため必要に応じ利用いたします。
訪問看護提供以外で提供される場合として
 - ・ 病院・診療所・居宅介護支援事業所など関係者とのカンファレンス等による連携等
 - ・ 審査、支払い機関へのレセプトの提出、保険者への相談、届出、及び照会への回答
 - ・ 病院へ入院された場合の情報提供
 - ・ 学生実習、研修への協力、学会・研究会での事例発表のため
3. 本ステーションが保有する個人情報の保存期間
収集した個人情報は法に定められた期間(医療保険・介護保険とも5年間)保管いたします。
4. お問い合わせ先 開示請求、苦情・訂正・利用停止等は下記へお申し出下さい。
個人情報統括責任者 古村 さとみ
苦情相談窓口 電話番号 32-9291 ファックス番号 32-9297

上記の利用を適切に管理いたします。疑問等がございましたら、担当窓口にその旨をお申し出下さい。
お申し出がない場合はご同意を頂いたものとしてお取り扱いさせていただきます。